

独立行政法人会計基準と国立大学法人会計基準（対比表）（案）

資料 3

※ ____ は追加、==== は削除、~~~~ は前回からの変更点を意味する。

1. 会社法施行に伴うもの

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(H19.11.19改訂)	「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」改訂案	修正の観点等
<p>第8 資産の定義</p> <p><注8></p> <p>② 独立行政法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合で、債券の額面額を下回る金額で発行した場合には、当該額面額を下回る金額は、長期前払費用としての性格を有することから債券発行差金の科目により資産として計上するものとする。====</p> <p>==== 資産に計上した債券発行差金は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差金の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却しなければならない。====</p> <p>③ 2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。</p>	<p>第8 資産の定義</p> <p><注8></p> <p>② 国立大学法人等が事業資金等の調達のために債券を発行する場合で、債券の額面額を下回る金額で発行した場合には、当該額面額を下回る金額は、長期前払費用としての性格を有することから債券発行差金の科目により資産として計上するものとする。====</p> <p>==== 資産に計上した債券発行差金は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差金の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却しなければならない。====</p> <p>③ 2 債券発行に要した費用は、当該費用が発生した事業年度の費用として処理しなければならない。</p>	<p>独立行政法人会計基準（以下「独法基準」という。）の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第13 投資その他の資産</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第10条103 連結の範囲」及び「第11条114 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連</p>	<p>第12 投資その他の資産</p> <p>2 次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>(1) 投資有価証券。ただし、関係会社（「第9条93 連結の範囲」及び「第10条103 関連会社等に対する持分法の適用」において定める特定関連会社及び関連</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

<p>会社をいう。以下同じ。) 有価証券を除く。 . . . (8) 長期前払費用。ただし、債券発行差金を除く。 (9) 債券発行差金 (10) (9) 繰延税金資産 (11) (10) 未収財源措置予定額 (「第83 事後に財 源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」によ り計上される未収財源措置予定額をいう。以下同じ。) (12) (11) その他</p>	<p>連会社をいう。) 有価証券を除く。 . . . (7) 長期前払費用。ただし、債券発行差金を除く。 (8) 債券発行差金 (9) (8) 未収財源措置予定額 (「第80 事後に財 源措置が行われる特定の費用に係る会計処理」によ り計上される未収財源措置予定額をいう。以下同じ。) (10) (9) その他</p>	
<p>第18 資本 <u>純資産</u> の定義</p> <p>1 独立行政法人の資本 <u>純資産</u>とは、独立行政法人の 業務を確実に実施するための拠出された財産的基礎 及びその業務に関連し発生した剰余金から構成され るものであって、資産から債務を控除した額に相当 するものをいう。 2 資本 <u>純資産</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余 金に分類される。</p>	<p>第18 資本 <u>純資産</u> の定義</p> <p>1 国立大学法人等の資本 <u>純資産</u>とは、国立大学法人 等の業務を確実に実施するために与えられた財産的 基礎及びその業務に関連し発生した剰余金から構成 されるものであって、資産から負債を控除した額に 相当するものをいう。 2 資本 <u>純資産</u>は、資本金、資本剰余金及び利益剰余 金に分類される。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。</p>
<p>第19 資本金等</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の資 本 <u>純資産</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含ま れる。</p>	<p>第19 資本金等</p> <p>2 資本剰余金とは、資本金及び利益剰余金以外の資 本 <u>純資産</u>であって、贈与資本及び評価替資本が含ま れる。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。</p>
<p>第27 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(4) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係 会社株式以外の有価証券 (以下「その他有価証券」 という。) は、時価をもって貸借対照表価額とし、評 価差額はその全額を資本 <u>純資産</u>の部に計上し、翌期</p>	<p>第31 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(4) その他有価証券 売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係 会社株式以外の有価証券 (以下「その他有価証券」 という。) は、時価をもって貸借対照表価額とし、評 価差額はその全額を資本 <u>純資産</u>の部に計上し、翌期</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、 同様の修正を行う。</p>

<p>首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、資本純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、資本純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注20)</p>	<p>首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、資本純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、資本純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。(注22)</p>	
<p>第28 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>2 ただし、販売用不動産を除き、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>3 たな卸資産である販売用不動産については、時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。(注24)(注25)(注26)</p> <p>≪注24≫</p> <p>≪注25≫</p> <p>≪注26≫</p> <p>3 3 なお、たな卸資産の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p>	<p>第30 たな卸資産の評価方法</p> <p>2 ただし、時価が取得原価よりも下落した場合には時価をもって貸借対照表価額としなければならない。</p> <p>3 なお、たな卸資産の評価方法は毎事業年度継続して適用しなければならず、みだりに変更してはならない。</p>	<p>該当記述がないため、対応不要。</p>
<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>第34 外貨建取引の会計処理</p> <p>5 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理するほか、次に定めるところにより処理するものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

<p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、資本純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>	<p>(4) 外貨建のその他有価証券について決算時の為替相場による換算を行うことによって生じた換算差額は、資本純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替える。</p>	
<p>第43 貸借対照表の作成目的</p> <p>貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>	<p>第40 貸借対照表の作成目的</p> <p>貸借対照表は、国立大学法人等の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本純資産を記載し、国民その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第48 表示区分</p> <p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本純資産の部の三区分に分かち、さらに資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。</p>	<p>第45 表示区分</p> <p>貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本純資産の部の三区分に分かち、更に資産の部を固定資産及び流動資産に、負債の部を固定負債及び流動負債に区分しなければならない。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第49 資産、負債及び資本純資産の記載の基準</p> <p>資産、負債及び資本純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準にしたがって記載しなければならない。</p>	<p>第46 資産、負債及び資本純資産の記載の基準</p> <p>資産、負債及び資本純資産は、適切な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第50 総額主義の原則</p> <p>資産、負債及び資本純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。</p>	<p>第47 総額主義の原則</p> <p>資産、負債及び資本純資産は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本純資産の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

<p>第51 資産と負債・資本純資産の均衡</p> <p>貸借対照表の資産の合計額は、負債と資本純資産の合計金額に一致しなければならない。</p>	<p>第48 資産と負債・資本純資産の均衡</p> <p>貸借対照表の資産の合計金額は、負債と資本純資産の合計金額に一致しなければならない。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第53 貸借対照表の分類</p> <p>1 資産、負債及び資本純資産の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>4 資本純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。</p>	<p>第50 貸借対照表科目の分類</p> <p>1 資産、負債及び資本純資産の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。</p> <p>4 資本純資産は、資本金に属するもの、資本剰余金に属するもの及び利益剰余金に属するものに分類しなければならない。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第54 資産の表示項目</p> <p>4 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の・・・</p> <p>(7) 長期前払費用＝(債券発行差金を除く。)</p> <p>＝(8) 債券発行差金＝</p> <p>＝(9) (8) 繰延税金資産</p> <p>＝(10) (9) 未収財源措置予定額</p> <p>＝(11) (10) その他</p>	<p>第51 資産の表示項目</p> <p>3 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の・・・</p> <p>(7) 長期前払費用＝(債券発行差金を除く。)</p> <p>＝(8) 債券発行差金</p> <p>＝(9) (8) 未収財源措置予定額</p> <p>＝(10) (9) その他</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第57 資本純資産の表示</p>	<p>第54 資本純資産の表示項目</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第58 貸借対照表の様式</p> <p>1 有形固定資産</p> <p>・・・</p> <p>土地</p> <p><u>(新設) 減損損失累計額</u></p>	<p>第55 貸借対照表の様式</p> <p>1 有形固定資産</p> <p>・・・</p> <p>土地</p> <p><u>(新設) 減損損失累計額</u></p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

<p>建設仮勘定 3 投資その他の資産 ・・・ 長期前払費用 債券発行差金 繰延税金資産 ・・・</p> <p>II 固定負債 ・・・ (何) 債券 <u>(新設) 債券発行差額</u> ・・・</p> <p>資本純資産の部 ・・・ 資本合計 <u>純資産合計</u> 負債資本合計 <u>負債純資産合計</u></p>	<p>建物 3 投資その他の資産 ・・・ 長期前払費用 債券発行差金 未収財源措置予定額 ・・・</p> <p>I 固定負債 ・・・ 国立大学法人等債 <u>(新設) 債券発行差額</u> ・・・</p> <p><u>II 流動負債</u> ・・・ 一年以内償還予定国立大学法人等債 <u>(新設) 債券発行差額</u> ・・・</p> <p>資本純資産の部 ・・・ 資本合計 <u>純資産合計</u> 負債資本合計 <u>負債純資産合計</u></p>	
<p>第65 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (省略) 財務費用 支払利息 債券発行費 債券発行差金償却 ・・・</p>	<p>第62 損益計算書の様式</p> <p>損益計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。 (省略) 財務費用 支払利息 ・・・</p>	<p>該当記述がないため、対応不要。</p>
<p>第79 注記</p>	<p>第76 注記</p>	

<p>1 独立行政法人の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、<u>(新設) 税効果会計</u>、その作成日までに発生した・・・</p> <p><u>(新設) <注54> 税効果会計に関する注記</u> <u>税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)</u>の発生の主な原因とする。</p> <p><u>1 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)</u></p> <p><u>2 繰延税金負債</u></p> <p><注55> <u><注52></u> 重要な会計方針の開示について</p> <p>2 会計方針の例としては次のようなものがある。 …… (7) 債券発行差金 <u>債券発行差額</u>の償却基準 ……</p>	<p>1 国立大学法人等の財務諸表には、重要な会計方針、重要な債務負担行為、その作成日までに発生した・・・</p> <p><注48> 重要な会計方針の開示について</p> <p>2 会計方針の例としては次のようなものがある。 …… (6) 債券発行差金 <u>債券発行差額</u>の償却基準 ……</p>	<p>税効果会計は適用されないため、対応不要。</p> <p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第86 特定の償却資産の減価に係る会計処理</p> <p><注64> <u><注62></u> 減価償却の会計処理について</p> <p>1 独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、業務運営の財源を運営費交付金に依存することになる独立行政法人においては、資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。さらに資産の更新に当たっては、出資者たる国により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ、実質的には資本の無償 <u>財産的</u></p>	<p>第83 特定の償却資産の減価に係る会計処理</p> <p><注57> 減価償却の会計処理について</p> <p>1 国立大学法人等が固定資産を取得するに当たっては、国は、国有財産の現物出資あるいは施設費の交付等を行うことができるものとされている。ところで、国立大学法人等は業務運営の財源を主に運営費交付金に依存することになるが、このような資産の減価部分については通常は運営費交付金の算定対象とはならず、また、運営費交付金に基づく収益以外の収益によって充当することも必ずしも予定されていない。更に資産の更新に当たっては、出資者たる国により改めて必要な措置が講じられることになるものと想定される。このような場合においては、減価償却に相当する額は、むしろ実質的には資本の無償</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

<p><u>基礎</u>の減少と考えるべきであることから、損益上の費用には計上せず、独立行政法人の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限り行うものとする。</p>	<p><u>純財産的基礎</u>の減少と考えるべきであることから、損益計算上の費用には計上せず、国立大学法人等の資本剰余金を直接に減額することによって処理するものとする。この取扱いは、取得時までに別途特定された資産に限り行うものとする。</p>	
<p><u>(第88の次に記載)</u></p> <p><u>(新設) 第89 債券発行差額の会計処理</u></p> <p><u>1 独立行政法人が事業資金等の調達のために債券を発行する場合には、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p><u>2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。</u></p> <p><u>3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。</u></p>	<p><u>(第86の次に記載)</u></p> <p><u>(新設) 第87 債券発行差額の会計処理</u></p> <p><u>1 国立大学法人等が事業資金等の調達のために債券を発行する場合には、債券の額面金額をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p><u>2 債券の額面金額と異なる金額で発行したときは、当該額面額と異なる金額は、収入金額と額面金額との差額を債券発行差額として貸借対照表に表示するものとする。</u></p> <p><u>3 債券発行差額は、毎事業年度、債券の償還期間にわたり合理的な基準で計算した額を償却しなければならない。期限前に債券を償還した場合には、債券発行差額の未償却残高のうち、償還した債券に対応する部分を当該事業年度に償却するものとする。</u></p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p><u>第9797 法人単位財務諸表の体系及び様式</u></p> <p><u>2 法人単位財務諸表の様式については、原則として「第4章 財務諸表の体系」から「第10章 附属明細書及び注記」に定めるところによる。ただし、法人単位貸借対照表の資本純資産の部の利益剰余金については、内訳科目を設けず合計額のみを表示することとする。</u></p>		<p><u>対応する項目がないため、対応不要。</u></p>
<p><u>第9898 法人単位財務諸表作成の基準</u></p>		<p>対応する項目がないため、対</p>

<p>(1)法人単位貸借対照表及び法人単位損益計算書においては、勘定相互間の債権と債務及び勘定相互間の損益取引に係る費用と収益とを相殺消去し、独立行政法人としての資産、負債及び資本純資産の額並びに費用、収益及び損益の額を示さなければならない。</p>		<p>応不要。</p>
<p>第106108 連結貸借対照表作成の基本原則</p> <p>連結貸借対照表は、独立行政法人及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、独立行政法人及び並びに連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）相互間の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成する。<u>に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる独立行政法人及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。</u></p>	<p>第9697 連結貸借対照表作成の基本原則</p> <p>連結貸借対照表は、国立大学法人等及び特定関連会社の個別貸借対照表における資産、負債及び資本純資産の金額を基礎とし、特定関連会社の資産及び負債の評価、国立大学法人等及び並びに連結される特定関連会社（以下「連結法人」という。）相互間の出資と資本及び債権と債務の相殺消去等の処理を行って作成する。<u>に対する出資とこれに対応する当該連結法人の資本との相殺消去その他必要とされる国立大学法人等及び連結法人相互間の項目を消去して作成する。</u></p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第107109 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対象表上の金額との差額は、特定関連会社の資本純資産とする。</p>	<p>第9698 特定関連会社の資産及び負債の評価</p> <p>2 特定関連会社の資産及び負債の時価による評価額と当該資産及び負債の個別貸借対象表上の金額との差額は、特定関連会社の資本純資産とする。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第109111 少数株主持分</p> <p>1 特定関連会社の資本純資産のうち独立行政法人に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p>	<p>第98100 少数株主持分</p> <p>1 特定関連会社の資本純資産のうち国立大学法人等に帰属しない部分は、少数株主持分とする。</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>
<p>第113115 表示区分</p>	<p>第102104 表示区分</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>

<p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部、少数株主持分及び資本純資産の部に区分するものとする。</p> <p>資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。</p> <p>負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>少数株主持分は、負債の部の次に区分して記載するものとする。</p> <p>資本純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金（<u>新設</u>）、<u>少数株主持分</u>に区分して記載するものとする。</p> <p>注82 <u>注80</u> 繰延資産について</p> <p>1 「第8 資産の定義」により、独立行政法人においては、繰延資産を計上してはならないことにされており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる。</p> <p>2 特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金繰延資産として計上されているときは、当該社債発行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。</p>	<p>1 連結貸借対照表は、資産の部、負債の部、少数株主持分及び資本純資産の部に区分するものとする。</p> <p>資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産に区分し、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分して記載するものとする。負債の部は、流動負債及び固定負債に区分して記載するものとする。</p> <p>少数株主持分は、負債の部の次に区分して記載するものとする。</p> <p>資本純資産の部は、資本金、資本剰余金、連結剰余金（<u>新設</u>）、<u>少数株主持分</u>に区分して記載するものとする。</p> <p><u>注67</u> 繰延資産について</p> <p>注「第8 資産の定義」により、国立大学法人等においては、繰延資産を計上してはならないことにされており、連結貸借対照表に計上される繰延資産は、特定関連会社の貸借対照表に計上されている繰延資産に限られる。</p> <p>特定関連会社の貸借対照表に社債発行差金繰延資産として計上されているときは、当該社債発行差金は、投資その他の資産として連結貸借対照表に計上するものとする。</p>	<p><u>企業会計において社債発行差金が廃止されたことによる修正。</u></p>
<p>第120<u>122</u> 連結剰余金計算書作成の基本原則</p> <p>3 独立行政法人及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。</p>	<p>第109<u>111</u> 連結剰余金計算書の作成基準</p> <p>3 国立大学法人等及び特定関連会社の利益処分については、連結会計期間において確定した利益処分を基礎として連結決算を行う方法による。</p>	<p><u>会社法において利益処分の時期について疑義が生じる可能性がなくなったことによる修正。</u></p>
<p>第121<u>123</u> 表示方法</p>	<p>第110<u>112</u> 表示方法</p>	<p><u>役員賞与が損益計算書項目となったことによる修正。</u></p>

<p>1 連結剰余金計算書は、連結剰余金期首残高、連結剰余金増加高、連結剰余金減少高及び当期総利益を示して、連結剰余金期末残高を表示しなければならない。</p> <p>2 連結剰余金減少高は、国庫納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。</p>	<p>≠ 連結剰余金計算書は、連結剰余金期首残高、連結剰余金増加高、連結剰余金減少高及び当期総利益を示して、連結剰余金期末残高を表示しなければならない。</p> <p>2 連結剰余金減少高は、国庫納付及び役員賞与に区分して記載するものとする。</p>	
<p>第124126 連結財務諸表の附属明細書</p> <p>独立行政法人は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第78 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失の額</p>	<p>第119115 連結財務諸表の附属明細書</p> <p>国立大学法人等は、連結貸借対照表及び連結損益計算書等の内容を補足するため、附属明細書を作成しなければならない。なお、附属明細書は、「第75 附属明細書」に準じるほか、次の事項を明らかにしなければならない。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の財務状況</p> <p>ア 特定関連会社及び関連会社の当該事業年度の、資産、負債、資本金及び剰余金の額、並びに営業収入売上高、経常損益、当期損益及び当期末処分利益又は当期末処理損失及び当期純損益の額</p>	<p><u>会社法において利益処分計算書又は損失処理計算書がなくなったこと、及び会社法に準じた科目名への修正。</u></p>
<p>減損基準 第2 対象資産</p> <p><注2>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について</p> <p>独立行政法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(8) 長期前払費用=(債券発行差金を除く。)=</p> <p>=(9) 債券発行差金</p> <p>=(10) (9) 繰延税金資産</p> <p>=(11) (10) 未収財源措置予定額</p>	<p>減損基準 第2 対象資産</p> <p><注2>国立大学法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産について</p> <p>国立大学法人会計基準において減損処理に関する定めがある固定資産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(7) 長期前払費用=(債券発行差金を除く。)=</p> <p>=(8) 債券発行差金</p> <p>=(9) (8) 未収財源措置予定額</p>	<p>独法基準の改訂内容を踏まえ、同様の修正を行う。</p>